（様式4）

宮崎県知事　　殿

申請年月日　　年　　月　　日

移住支援金対象法人に係る登録申請書

宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

1　申請者欄	管理番号（県使用）		
フリガナ		フリガナ	
法人名		法人代表者の氏名及び肩書き	印
本社所在地	〒	資本金等の額	万円
法人番号（13桁）		担当者	
事業所所在地（連絡先住所）	〒		
メールアドレス（半角で入力）		電話番号	

2　申請者に係る確認事項（該当する欄に〇を付けてください）

（1）国が定める共通要件（以下の全て項目に該当しないこと。）

官公庁である。 ※独立行政法人、第三セクター、一部事務組合その他の法人であって、出資等の割合にかかわらず、国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体は官公庁に含みます。	該当しない	該当する
資本金（社会福祉法人にあっては、基本金）が10億円以上である。	該当しない	該当する
発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している。	該当しない	該当する
発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金10億円以上の法人が所有している。	該当しない	該当する
資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている。	該当しない	該当する
本社所在地が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）である。 ※東京圏における条件不利地域（※次項参照）は東京圏に含みません。	該当しない	該当する
雇用保険の適用事業主でない。	該当しない （雇用保険適用）	該当する （雇用保険非適用）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者である。	該当しない	該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者である。	該当しない	該当する

（２）県が定める要件

働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。	取り組んでいる	取り組んでいない
取組の具体例（給与・福利厚生の改善、休日の確保・時間外労働の縮減、離職防止対策等）		

（３）誓約事項

移住支援金に関する報告（採用・定着状況調査を含む）及び立入調査について、宮崎県及び県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	誓約する	誓約しない
移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容に基づき登録を受けたことが判明した場合は、当該登録の取消しに応じます。	誓約する	誓約しない

（４）前年度（前年度4月1日から3月31日まで）の求人・採用状況

前年度の求人・採用実績		求人募集あり	採用予定者数　　名	採用充足数　　名 （うち県外から　　名）
		求人募集なし		

※東京圏における条件不利地域
　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。
・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村
・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※移住支援金受給者が１年以内に離職すると、同支援金の返還対象となります。
　登録企業においては、受給者の定着促進・離職防止に努めていただくこととなります。

宮崎県知事　　殿

申請年月日　　令和元年〇月〇日

移住支援金対象法人に係る登録申請書

宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、マッチング支援事業における移住支援金対象法人の登録を申請します。

１　申請者欄	管理番号（県使用）	記入しないでください。	
フリガナ	ミヤザキケンチョウ	フリガナ	ミヤザキ　タロウ
法人名	宮崎県庁株式会社	法人代表者の氏名及び肩書き	宮崎　太郎 代表取締役　　印
本社所在地	〒８８０－８５０１ 宮崎市橘通東２－１０－１	資本金等の額	1,500　万円
法人番号（13桁）	4000020450006 （国税庁の法人番号公表サイトで検索可）	担当者	宮崎　二郎
事業所所在地（連絡先住所）	〒 本社所在地と同じ場合は、記入不要です。		
メールアドレス（半角で入力）	miyazaki@pref.miyazaki.lg.jp	電話番号	0985-26-7105

２　申請者に係る確認事項（該当する欄に〇を付けてください）

（１）国が定める共通要件（以下の全て項目に該当しないこと。）

官公庁である。 ※独立行政法人、第三セクター、一部事務組合その他の法人であって、出資等の割合にかかわらず、国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体は官公庁に含みます。	〇	該当しない	該当する
資本金（社会福祉法人にあっては、基本金）が10億円以上である。	〇	該当しない	該当する
発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している。	〇	該当しない	該当する
発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を資本金10億円以上の法人が所有している。	〇	該当しない	該当する
資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている。	〇	該当しない	該当する
本社所在地が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）である。 ※東京圏における条件不利地域（※次項参照）は東京圏に含みません。	〇	該当しない	該当する
雇用保険の適用事業主でない。	〇	該当しない （雇用保険適用）	該当する （雇用保険非適用）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者である。	〇	該当しない	該当する
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者である。	〇	該当しない	該当する

（２）県が定める要件

働きやすい職場環境づくりに取り組んでいること。	○　取り組んでいる	取り組んでいない
取組の具体例（給与・福利厚生の改善、休日の確保・時間外労働の縮減、離職防止対策等） 働きやすい職場「ひなたの極」認証、仕事と生活（家庭）の両立応援宣言、くるみん認定　等 初任給を５，０００円引き上げ、在職者にも２，０００円のベースアップを実施した。 時間外労働を前年比１０％削減した。年間休日を５日増やした。 メンター制度を導入し、離職防止に努めている。 など、各法人の主な取組を記載してください。		

（３）誓約事項

移住支援金に関する報告（採用・定着状況調査を含む）及び立入調査について、宮崎県及び県内の市町村から求められた場合には、それに応じます。	○　誓約する	誓約しない
移住支援金対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容に基づき登録を受けたことが判明した場合は、当該登録の取消しに応じます。	○　誓約する	誓約しない

（４）前年度（前年度4月1日から3月31日まで）の求人・採用状況

前年度の求人・採用実績	○	求人募集あり	採用予定者数　5　名	採用充足数　3　名 （うち県外から　1　名）
		求人募集なし		

※東京圏における条件不利地域
　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。
・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村
・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

※移住支援金受給者が１年以内に離職すると、同支援金の返還対象となります。
　登録企業においては、受給者の定着促進・離職防止に努めていただくこととなります。